

議案第5号

職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年11月26日提出

富津市長 高橋 恭 市

提案理由

職員のサービスの宣誓に関する政令の一部を改正する政令（令和3年政令第68号）が施行されたことに伴い、サービスの宣誓における宣誓書への署名を不要とする等のため、条例の一部を改正するものである。

## 職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

職員の服務の宣誓に関する条例（昭和46年富津市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において」を削り、「に署名してからでなければ、その職務を行っては」を「を任命権者に提出しなければ」に改める。

別記様式中「第2条」の次に「関係」を加え、「印」を削る。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別記様式の改正規定（「印」を削る部分に限る。）は、令和4年4月1日から施行する。